

入園のしおり



社会福祉法人 西三河子供の家

第二こぐま保育園

448-0804 刈谷市半城土町中ノ湫 110 番地(朝日中学校西隣)

TEL : 0566-93-1651 FAX : 0566-93-1652

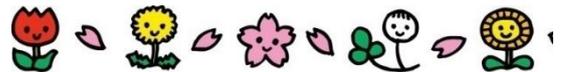
E-mail: daini-koguma@aqua.ocn.ne.jp

この冊子は卒園するまで大切に保管してください

2026年1月 改訂

< 保育園のなりたち >

1965年5月、働くお母さんの強い要望で民家を借りて共同保育所を発足しました。廃品回収や物資販売をしながら13年間運営を続けた中で、よりよい環境や安定した運営を強く望み、1978年に善意の寄附金又運動への協力を得て、社会福祉法人西三河子供の家「こぐま保育園」が富士見町に誕生しました。『こぐま保育園』では乳児保育(産休明け保育)の実施、看護師の獲得、延長保育、祝日保育の実施等、保護者や地域の要求をくみ上げながら保育や福祉の充実に努めてきました。2001年4月に西園舎を一部増築し、3歳児保育を開始。2004年4月に東園舎を開園し、就学前保育、低年齢児枠の拡大、子育て支援センター“ひだまり”の事業を実現しました。2006年4月からは一時保育事業、2007年4月からは、児童クラブ(延長)サポート事業も開始してきました。また乳児の待機児童が増加する中で、少しでも保育ニーズに応えられるよう、2010年10月から0・1歳児対象の分園こぐまっこを開所しました。2013年4月から法人として二つ目の保育園『第二こぐま保育園』を半城土町に開園することとなりました。法人理念のもと、子どもの健やかな成長と働く父母が安心して預けられ、また地域の子育てを支援する保育園を目指し運営しています。



< 法人理念 >

共同の精神を生かし、時代の要請や地域のニーズに応える社会福祉事業をめざして、健全な法人運営 経営を行う。

< 保育所理念 >

児童憲章、児童福祉法および子どもの権利条約にのっとり、その精神を保育に生かす。

1. 子どもの成長発達を保障し、個々を大切にされた保育をめざす。
2. 子どもを中心に親・職員・地域のつながりを大切にしながら、親も職員も共に成長できる保育園をめざす。
3. 自分も他の人も大切にできるような保育園をめざす。
4. アットホームなつながりを持った、心が通じ合う保育園をめざす。



< 保育園目標 >

1. 人間としていきる基礎をしっかり身につけた子どもを育みます。
2. 父母と職員がいきいきと育ち合えるように学習し、励ましあいます。
3. 地域にしっかりと根ざし、保育センターとしての役割をもった保育園を目指します

< 運営方針 >

子どもの豊かな成長発達のために、父母や地域の人々と話し合いをもちながら、民主的な運営をしていきます。園舎内外の環境整備を行い、安全な保育に努めていきます。

< 保育園子ども像 >

乳児 (0歳児～2歳児)

- ・快、不快を感じ分ける子ども
- ・基本的な運動能力を身につけた子ども
- ・自分の思いや要求をしっかりと表現できる子ども
- ・情緒が安定し、機嫌よくすごせる子ども
- ・ぐっすりねむり、たっぷり飲み、しっかり食べられる子ども
- ・生活リズムを身につけた子ども
- ・物事に興味、関心を示す子ども
- ・選択する力を育みながら、見通しがもてる子ども
- ・仲間と一緒にうれしいなと思える子ども

幼児 (3歳児～5歳児)

- ・五感を働かせ、身体活動ができる子ども
- ・自分の気持ちをたてなおせる子ども
- ・自分で考え見通しを持ちながら、生活習慣を身につける子ども
- ・生活に見通しをもち自ら考え行動できる子ども
- ・描画、制作等の活動を通じ、自分なりの表現ができる子ども
- ・自分の気持ちを言葉で表現できる子ども
- ・相手の話を聞こうとする子ども
- ・相手の気持ちに気づき、思いやる力をもつ子ども
- ・仲間との話し合いを大切にし、協同で物事にとりくめる子ども

< 保育時間 >

平日 午前7時30分～午後7時30分 土曜日・祝日 午前7時30分～午後6時30分

- ・勤務時間に通勤時間を加えた時間が保育時間です。
- ・産休中及び仕事を休まれた時
平日午前8時30分～午後16時30分（土曜日はお仕事の方のみ）
特別保育期間 就労の方のみの保育です。
（4月下旬～5月上旬と8月と12月下旬～1月上旬の年3回実施）

< 園児の送迎 >

- ・登降園の送迎は、保護者又は責任のある方をお願いします。
- ・送迎がいつもと違う方（祖父母やファミリーサポートセンター）や仕事の都合で遅くなる場合は、必ず事前に職員にご連絡ください。
- ・登降園時、必ず保育者に声をかけてください。
- ・ご兄弟で在園されている場合、登園時は上のお子さんから保育室に連れてきて下さい。降園時は下のお子さんからお迎えをお願いします。

< 休園日 >

- ・日曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

< 保育料 >

- ・保育料は刈谷市へ口座振替納付です。毎月末が振替日です。

< 園と家庭との連携 >

(1) 連絡ノートについて

- ・連絡ノートは、保育園と家庭とを結ぶ大切な記録と考えています。

< 雑費 >

- ・主食費 副食費・教材費等園へ納付していただきます。集金代行システムを採用しておりますので、引き落とし口座の登録をお願いします。毎月26日引き落としです。
（0・1・2歳児につきましては6か月に一度程度）
（3・4・5歳児につきましては毎月）

乳児

家庭の様子や健康状態を把握して保育していきます。そのため排便・食事・健康状態・検温は、必ず毎朝記入してください。

幼児

家庭の様子や健康状態を把握して保育していきます。そのため排便・食事・健康状態など、毎朝記入してください。保育園からは子どもの活動の充実のため保育準備を大切にしていきますので確認印とします。当日の保育内容はアプリで配信します。お知らせ等については玄関付近各クラス掲示場所でご確認下さい。

- ※ 個人懇談は5月中旬～6月に全園児、11月～12月に希望者を対象に実施します。
- ※ 5月以降に入所されるお子さんについては入園後2カ月を目安に個人面談を実施します。

(2) お便りについて

園便り 献立（毎月） 台所便り 保健便り クラス便り（年8回）を掲示と配信します。
お願い事項も記載してありますので、必ず目を通してご協力又参考にして下さい。

(3) 保護者参加型行事などについて

保護者の皆さんの仕事に極力支障がないよう、各行事は夕方（18：00～19：00）や土曜日に行うようにしています。年度初めに年間行事予定表を配信しますのでご確認ください。

< 年間行事計画予定～保護者参加～ >

4月：入園の集い 父母の会総会・後援会総会 第1回保護者会 5月：個人面談
6月：個人面談 9月：第2回保護者会 祖父母保育参観 10月：きらきら輝くみんなの会
11月：まつり 1月：第3回保護者会 2月：こぐまっこ発表会（2～5歳児）0・1歳児保育参観
3月：父母の会総会・後援会総会 巣立ち式（5歳児と保護者）

- ※ 土曜日行事後の保育はありません（行事対象園児）
- ※ 発表会・巣立ち式の日に土曜保育を利用される方はお弁当を持参していただくこともあります。（状況により）
- ※ 全園児対象の保育参加については毎年、時期を変更します。

< 給食 >

心身の発達、健康の保持や増進、生活習慣の自立を目標に給食を行います。

昼食・午後のおやつの給食で一日の栄養摂取の50%をとります。

国の基準で3歳児（そら組）4歳児（おひさま組）5歳児（たいよう組）は「主食代・副食費」を集金します。

（金額はP29参照。国制度・刈谷市制度により無料対象者あり。刈谷市より個別に連絡あり）

< 保健、衛生 >

保育園は基本的に健康な子どもが生活するところです。熱がなくても全身状態が悪く、集団生活が困難な場合には連絡をします。特に乳児期は体力もなく病状が急変する場合があります。仕事などの調整をいただき、ただちに迎えをお願いします。また、SIDS（乳幼児突然死症候群）や、不慮の事故対策として子どもの体調把握や睡眠時の呼吸や脈拍等チェック（5分毎視診と15分毎確認チェック）を0,1歳児については特に厳重に行いながら保育をしています。SIDS（乳幼児突然死症候群）の原因の一つとして、受動喫煙やうつ伏せ寝などがあげられています。家庭でもご注意ください。

（1）独立行政法人日本スポーツ振興センターについて

・安全面に心がけていますが万一保育中に事故が生じた時のために、独立行政法人日本スポーツセンターの災害共済に加入します。（自己負担1人240円／園負担分もあり）手続きは保育園で行います。

（2）登園する前に

- ・毎朝の排便を習慣づけましょう。（排便の状態は健康の目安です）
- ・登園前、毎朝熱を測り、連絡ノートの検温欄に記入してください。
- ・健康状態が普段とちがうときは必ず保育者に伝えてください。



（3）病気のとき

- ・持病（小児喘息、ひきつけ、てんかん、アレルギー体質、関節がはずれやすい）など、保育をする上で気をつけることがありましたら事前にお知らせください。
- ・病後の投薬や怪我の消毒など医師の指示で投薬や処置が必要な時は、園で処置を行います。誤投薬の事故を起さないため下記の指示を守ってください。

（4）投薬について … 本来、投薬は医療行為です。下記の事項を必ず守ってください。

※ 市販の薬は投薬しません。（内服に限らず目薬・貼り薬なども、市販のものは受け付けません）

《液体薬・粉薬》

⇒『白色の投薬連絡表』に食前・食後など記入。薬剤情報（薬剤内容説明書）を持参してください。

○1回分に分けて持ってきてください。薬に日付・名前・飲ませる時を記入してください。

医師に1日2回の服用が可能か相談し、なるべく朝夕家庭で済むようご協力ください。

《湿疹・けがの手当について》

⇒『ピンク色の投薬連絡表』に場所と回数を記入。薬剤情報（薬剤内容説明書）を持参してください。

○湿疹・けがの手当は、医師の指示があればおこないます。

塗り薬・消毒薬・点眼薬・点耳薬・ガーゼなど用意してください。

《座薬・頓服について》

○原則として「座薬」と「頓服」は投与しません。

しかし、引きつけ予防の座薬は医師の指示で投与します。確認できる書面をみせてください。

《ホクナリンテープ》

○ホクナリンテープ（気管支を拡張するシール）を貼っての登園は剥がれ落ちた時の危険を考慮し禁止します。

《投薬連絡表の取り扱いについて》

- 『投薬連絡表』（各クラス及び掲示場所または職員室にあります）に必ず記載をする。
 - 『薬』と『薬剤情報（薬の説明書）』を一緒に職員に確認してもらい、職員に『投薬連絡表』に受取者欄にサインしてもらってから 職員に直接手渡ししてください。
- ◎『投薬連絡票』の記入不足や『薬剤情報（薬の説明書）』の未持参の場合は、誤投薬予防（安全管理）の為、投薬できません。
- ◎ 長期継続での薬の服用が必要な場合は、職員室までご相談ください。

..『投薬連絡票』の記入の仕方…(例)

* 薬については、医師が診察して処方された薬です。 《白い紙》

* 飲み薬は1回分にして必ず名前を記入してください。

* 薬の説明書を必ず添付してください。

投薬連絡表（保護者記載）

【内服薬用】

使用日時 2025年 4月 1日

この用紙と薬品情報（説明書）・薬と一緒に所定の袋に入れて下さい。

ほしくみ なまえ こぐま たろう 保護者氏名 小熊 花子

昼食前・昼食後・おやつ前・おやつ後 その他

薬の種類と数 全部で 1 個

粉（ ）シロップ（ 1 ）錠剤（ ）

その他

(実際に飲む薬に名前、日付をわかりやすくつけて下さい。)

《職員記入》

薬の内容

抗生物質・咳止め・鼻水止め・下痢止め・整腸剤

その他

処方された病院

保育園記載 受取者/ 投与者/

《ピンクの紙》

投薬連絡表（保護者記載）

【外用薬用】

使用日時 2025年 4月 1日

* 薬については、医師が診察して処方された薬です。

* 容器に名前を記入してください。

* 薬の説明書を必ず添付してください。

この用紙と薬品情報（説明書）・薬と一緒に所定の袋に入れて下さい。

ほしくみ なまえ こぐま たろう 保護者氏名 小熊 花子

いつ（具体的に） 昼寝前

薬の種類と数 全部で 1 個

使用部位（具体的に）

かさかさした部分に塗って下さい。

(顔以外)

《職員記入》

薬の内容

抗生物質・ステロイド・保湿

その他

処方された病院

アトピ等で長期間使用する薬、適宜使用する薬については、一度職員にご相談ください。

保育園記載 受取者/ 投与者/

6) 感染症について

※下記の感染症と診断されたときは、保育園にすぐ連絡してください。

※お子さんが下記の病気と診断された時は、学校保健安全法施行規則に基づき、医師の許可がでるまで登園をできません。治癒されましたら下記の証明書を担任まで提出してください。

出席停止証明書は、職員室にあります。 又HPからもダウンロードできます。(添付出席証明書コピー可)

	病名	出席停止期間
1	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
2	百日咳	特有の咳が消失するまで。
3	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
4	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後、5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
5	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
6	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
7	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
8	結核	感染のおそれがないと認めるまで
9	その他の感染症	伝染のおそれがないと認めるまで ★下記を参照

第三種及びその他の感染症の登園基準

第三種の感染症・・・保育所保育活動を通じ、保育所において流行の可能性があるもの

腸管出血性大腸菌感染症	有症状の場合は、医師によって感染のおそれがないと認められるまで。 無症状病原体保有者の場合は、出席停止の必要はない。
流行性角結膜炎	眼症状が軽減してからも感染力の残る場合があり、医師により感染のおそれがないと認められるまで。
急性出血性結膜炎	流行性角結膜炎と同様。

その他の感染症・・・条件によっては出席停止の措置が必要なもの

溶連菌感染症	適切な抗生剤治療が行われていれば、ほとんどの場合は24時間以内に感染を防げる程度に病原菌を抑制できるので、抗生剤治療後24時間を経て全身状態がよければ登園は可能。
ウイルス性肝炎	A型肝炎は発病初期を過ぎれば感染力は急激に消失するので、肝機能が正常になれば登園は可能。肝機能異常が遷延する者は治療のために医師の判断が必要。 B・C型肝炎は血液そのものを介さない限り水平感染は考えられないので、予防するために出席停止をする必要はない。
手足口病	主な感染経路は、咽頭でのウイルスの増殖期間中の飛沫感染であり、発熱や咽頭、口腔の水疱、潰瘍を伴う急性期は感染源となる。糞便のみからウイルスが排泄されている程度の場合は、感染力は強くないと判断されるので、全身症状の安定した者は一般的な予防法の励行を行えば登校は可能。
伝染性紅斑(りんご病)	発疹期には感染力はほとんど消失していると考えられるので、発疹のみで全身症状のよいものは登園可能。
ヘルパンギーナ	手足口病に準じる。
マイコプラズマ感染症	感染力の強い急性期が終わった後、症状が改善し、全身状態のよいものは登園可能。

保護者各位

第二こぐま保育園園長

お子さんは、下記の感染症と医師に診断されましたので、学校保健安全法施行規則に基づき、医師の許可が出るまで登園を控えてください。治癒されましたら下記の証明書を園へ提出してください。

尚、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症については、別様式「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症治癒報告書」の提出をお願いします。

記

	病 名	出 席 停 止 期 間
1	インフルエンザ (治癒報告書は別様式)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
2	新型コロナウイルス感染症 (治癒報告書は別様式)	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
3	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
4	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
5	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
6	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
7	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
8	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
9	結核・髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで
10	その他の感染症	感染のおそれがないと認めるまで ★裏面を参照

----- ✂ き り と り -----

出席停止証明書

出席停止をした園児名	歳児 組 氏名
出席停止をした理由	
出席停止をした期間	令和 年 月 日 ~ 月 日まで

上記の病気が治癒しましたので、登園を許可します。

令和 年 月 日

医師名 _____

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症
治癒報告書

令和 年 月 日

第二こぐま保育園園長

保護者名（自署）

下記のとおり治療又は感染のおそれがなくなるために必要な期間が終了しましたので、報告します。

記

園名及び組	第二こぐま保育園 歳児 組		
園児氏名			
治療を受けた医療機関名			
発症日	令和 年 月 日	受診日	令和 年 月 日
診断名	インフルエンザ 型 ・ 新型コロナウイルス感染症		
出席停止期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		

【出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条）】

<インフルエンザ>

発症した後5日（発症日を0日とする）を経過し、かつ、解熱した後2日（乳幼児にあっては3日）を経過するまで

<新型コロナウイルス感染症>

発症した後5日（発症日を0日とする）を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

- 注1 インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症が治癒したら、登園する前日までに園へ連絡をしてください。
- 2 出席停止期間終了後最初の登園時に、この用紙を園に提出してください。
- 3 この報告書は、医師の診断に基づき、保護者の方で記入していただいて結構です。

< 乳児デイリープログラム >

0歳児 ほし組

1歳児 ゆき組 にじ組 2歳児 つき組

赤ちゃん体操
機嫌のよい時間に、
一人ひとりに合わせ
た体操を行い体の
緊張をほぐし体
の成長を促します。

授乳
ひとり一人抱っこ
して子どもと視線
をあわせゆったり
授乳します。
離乳食
子どもの成長状
況に応じた離乳食
を提供します。

沐浴
体調を考慮しな
がら食後の汚れを
落とし身体を
清潔にします。
石鹸は使用しませ
んので家庭でも
入浴して下さい。

おむつ交換
大人とのコミュ
ニケーションを
大切にしながら
おむつを交換し、
心地よさを知ら
せます。そのため
布おむつを使
います。

生活リズム
心地よい生活が送れるよ
う、生活リズムを家庭と一
緒に整えていきます。

早番保育

おむつ交換
赤ちゃん体操
朝寝
おむつ交換
あそび
おむつ交換

ミルク・離乳食
食事



沐浴



目覚め・おむつ交換

ミルク
おやつ

おむつ交換
あそび

おむつ交換
夕寝

遅番保育

7:30

8:30

9:00

10:50

11:00

12:00

12:30

14:30

15:00

16:30

随時降園

早番保育

おむつ交換
オマル・トイレ排泄
朝のあつまり

おむつ交換
オマル・トイレ排泄
あそび

おむつ交換
オマル・トイレ排泄
おひるごはん

うがい(2歳児後半期)

着替え

絵本

おひるね

目覚め
おむつ交換
オマル・トイレ排泄

おやつ

おむつ交換

オマル・トイレ排泄
あそび



遅番保育
異年齢グループ保育

登園
子どもの体調や様子を見
ながら伝達を受けます。
早番保育士に連絡事項等

朝のあつまり
あいさつや友だちの名前を
呼んで出欠確認をします。
うた・絵本を見るなど
友だちと一緒にいる中で、
友だちを意識していきます。

あそび
戸外散歩・リズム遊び・造形活動
運動遊びなど子どもの年齢や発達に合
わせた遊びをします。

着脱
「自分でできる!」という自信をはぐくみ
ながら、できるように援助していきます。

排泄
生活の節目におむつ交換をし、
オマルやトイレで排泄するよう
徐々に誘い掛けます。
排泄の状況に応じてパンツへと
移行します。

食事

保育者や友だちと一緒に楽しい雰
囲気の中で食事を楽しみます。

<幼児デイリープログラム>

3 歳児そら組

4 歳児おひさま組 5 歳児たいよう組

<p>排泄 尿意を感じたら自らトイレに行けるよう個別に援助していきます。</p>	<p>早番保育 あそび</p>	<p>7:30</p>	<p>早番保育 あそび</p>	<p>登園 子どもの体調や様子を見ながら伝達を受けます。早番保育士に連絡事項等を伝えて下さい。</p>
<p>片づけ 自分たちで遊んだ玩具を友だちと一緒に片づけられるようにしていきます。</p>	<p>片づけ おはよう会 課業 (あそび)</p>	<p>9:30</p>	<p>片づけ おはよう会 課業 (あそび)</p>	<p>おはよう会 挨拶や友だちの名前を呼び仲間の出欠を確認しています。仲間と一緒に歌をうたい、お話を聞く中で期待を持って遊びに入ることが</p>
<p>手洗い 戸外から戻ってきたら感染予防などの為手洗いを習慣づけます。</p>	<p>手洗い おひるごはん</p>	<p>11:30</p>	<p>手洗い おひるごはん</p>	<p>あそび リズム遊び・体育遊び・造形活動 集団遊び・散歩・夏はプール遊びなど、あそびから学びに繋げていきます。</p>
<p>休息</p>	<p>休息</p>	<p>13:30</p>	<p>休息 あそび</p>	<p>歯磨き 食後の歯磨きやうがいをおこないます。</p>
<p>ばいばい会</p>	<p>ばいばい会</p>	<p>14:30</p>	<p>ばいばい会</p>	<p>ばいばい会 今日の生活や遊びのことを振り返り、明日の遊びについても話し、興味や待が持てるようにします。</p>
<p>手洗い おやつ</p>	<p>手洗い おやつ</p>	<p>15:00</p>	<p>手洗い おやつ</p>	
<p>着脱 自分でやろうとする気持ちを大切にします。又服の前後裏表に気づき、着替えられるように促していきます。</p>	<p>16:00</p>	<p>16:00</p>	<p>16:00</p>	
	<p>16:30</p>	<p>16:30</p>	<p>遅番保育 異年齢グループ保育</p>	

随時降園

遅番異年齢保育
1歳児から5歳児の小グループ保育を行います。様々な年齢の子ども同士が関わること

食事
楽しい雰囲気の中で保育者や友だちと食事ができるようにします。食事のマナーも身に付けていけるようにします。

< お願い >

1. 朝の連絡や申し込みについて

- 1 欠席する時や受診や家庭の都合で登園が遅くなる時等は、朝 8 時半までに必ずアプリにて申請してください。電話による問い合わせやご連絡は午前 8 時 30 分より可能です。
- 2 出張や休暇など職場を留守にする場合は、必ず連絡先を職員にお知らせください。
- 3 土曜日の保育は申込制です。(前月 1 日) ※ 1 日が土日の場合は翌月曜日

2. 排泄の自立に向けて (歩行が安定したらパンツで過ごします)

おしっこやうんちが出たとき大人が優しく語りかけながらオムツを換えてあげることで、子どもが快・不快の感覚を肌で感じられるようになると同時に、人とのコミュニケーションが豊かに育ってきます。

快・不快の感覚を大人のかかわりで、安心してアピールできる子どもになってほしいと願っています。

※下痢をしたおむつやパンツについて

ウイルスや細菌による下痢が感染源のひとつとなっています。保育者も手袋の着用と手洗いなど衛生面を徹底しますが、布おむつやパンツに下痢便が出た場合は、感染防止のため洗浄などの処理を控えてご家庭にお戻しします。

3. 上布団・毛布・敷布団には必ずシーツをかけ祝日の前日と週末に持ちかえり洗ってきてください。

幼児クラスの午睡用バスタオルも祝日の前日と週末に持ちかえり洗ってきてください。

布団や毛布には、必ずシーツをつけてください。布団や毛布は週末に持ち帰り、休み中に干して洗濯した清潔なシーツをつけて持参ください。



4. 服装について

子どものサイズの合った動きやすい服装で登園してください。フード付きやスカートつきズボン子どもの活発な動きから思わぬ事故につながる危険がありますので禁止とします。

5. 身だしなみについて

髪が長い子どもは束ねて登園してください。爪はけがや事故につながらないように、短く切るようにしましょう。

飾りのついた髪ゴムは怪我や誤飲等の事故につながることもあるため禁止します。

子どもが髪につけてきたゴムの管理は保育園ではできません。

6. ホームページ等での写真掲載について

ホームページにて日頃の園生活や活動や遊ぶ様子を紹介することがあります。

掲載に際して不都合がある方はお申し出てください。

7. 保育で子どもが使うものの手作りをお願いすることがあります。

園生活を知らせていただく一環として、遊びや生活に必要なものを手作りでお願いすることがあります。

ご協力お願いします。

8. アプリに登録してください

緊急性のある連絡(暴風警報発令時の連絡等)をアプリにて配信します。登録をお願いします。

9. 月刊誌『ちいさいなかま』購読について

月刊誌『ちいさいなかま』(年 1 回増刊号発行)の購読を全家庭にお願いしています。子どもの心身の発達や食事・健康など、子育てに関する情報など満載です。よろしくお願いします。

10. 雨天時の登降園と南棟昇降口の開錠時間について

登降園は全園児正面玄関からお願いします。南棟昇降口は子どもの日中の活動時と緊急避難時のみ使用します。使用時以外は防犯上の対策として南棟昇降口は施錠します。

< おしらせ >

1.休日保育について（日曜日）

刈谷市に申請が必要です。利用月の前月1日～15日の期間中「刈谷市ホームページ」内の「休日保育（保育園・乳児園）」にて申請してください。（リンク先：あいち電子申請システム）

当園では実施していません。 実施園：おがきえ保育園 あおば保育園

利用日前月1日～15日 保育料無料（但しほかの日に振替休日することが必要）

2.病児保育について

刈谷市に事前に登録が必要です。登録用紙が第二こぐま保育園職員室にあります。詳細はお尋ねください。

実施個所：かりがね病児ケアルーム（かりがね子育て支援センター内）

こすもす病児病後児保育室（親愛の里保育園）

依佐美おひさまケアルーム（依佐美清涼保育園内） 保育料：1日2000円

3.延長保育について（19：01～19：30）

19時01分以降の保育が必要な方はお知らせください。お知らせいただいていない方で19時01分を過ぎてお迎えになった場合は利用料が発生します。

保育料：1ヶ月2500円



4.祝日保育について（第二こぐま保育園在園児の場合）

申請用紙は第二こぐま保育園職員室にあります。

利用日前月1日7：30から順次受付（TEL 不可） 保育定員：15名程度

① 祝日申請名簿に子どもの名前を記入し、祝日保育申請用紙を提出する。

② 保育決定は後日お知らせする＊定員以上になった場合は保育が受けられない場合があります。

保育不決定の場合は刈谷市他実施園に申し込みをしてください。（申請期間1日～15日）

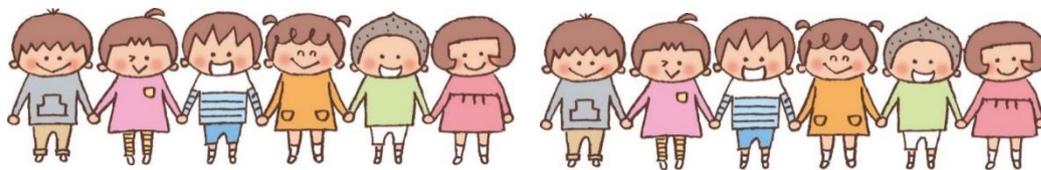
その他の実施園：こぐま保育園 空のうさぎ保育園 城のうさぎ保育園

富士松南保育園 さくら保育園 おがきえ保育園 あおば保育園（注1）

各保育園定員があります。定員に達した場合希望する園で保育が受けられないことがあります。

（注1） 富士松南保育園 さくら保育園 おがきえ保育園 あおば保育園の申請方法

刈谷市に申請が必要です。利用月の前月1日～15日の期間中「刈谷市ホームページ」内の「休日保育（保育園・乳児園）」にて申請してください。（リンク先：あいち電子申請システム）



…………… 個人情報の取り扱いについて……………

個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重かつ適正に取り扱います。(個人情報保護法令)

…………… 児童虐待防止法について……………

国民一般にも児童虐待を発見した場合に、通告すべき義務を課しています。(同法第5条から第7条に明記)

苦情申し出窓口について

社会福祉法第82条の規定により、第二こぐま保育園では保護者からの相談や苦情に適切に対応できるよう体制を整えることになりました。第二こぐま保育園では苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記のように設置し、苦情解決に努めることといたしましたので、お知らせ致します。

記

- 1. 苦情解決責任者 園長
- 2. 苦情受付担当者 主任
- 3. 第三者委員 南部法律事務所 電話：052-682-3211
弁護士2名(園内に氏名掲示有)



4. 苦情解決方法

(1) 苦情受付

苦情受付担当者が面接・電話・書面などで、随時受け付けます。

なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

(2) 苦情受付の報告と確認

苦情受付担当者が受けつけた苦情を、苦情解決責任者と第三者委員(苦情申し出人が、第三者委員への報告を拒否した場合は除く)に報告いたします。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、誠意をもって話し合い解決に努めます。

その際、苦情申出人は第三者の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の助言や立会いによる話し合いは、次により行います。

ア. 第三者委員による苦情内容の確認

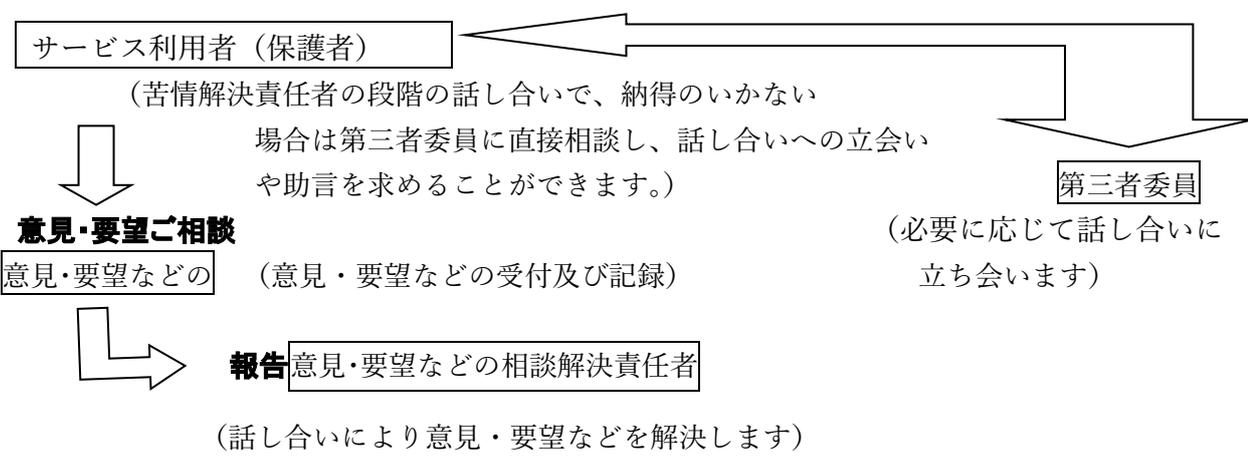
イ. 第三者委員による解決案の調整及び助言

ウ. 話し合いの結果や改善事項などの確認

(4) 都道府県「運営適正化委員会」の紹介

こぐま保育園では解決できない苦情は、愛知県社会福祉協議会(連絡先 052-202-0167)に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて



警報発表時の園児の登降園・給食実施について

愛知県全域、愛知県西部又は西三河南部地域に警報等が発表された場合には、次のようにしてください。

1. 登園前に暴風警報(暴風雪警報)が発表された時は安全対策上、登園しないようにしてください。
なお、暴風警報(暴風雪警報)が解除された時は、保育を実施します。ただし、午後4時30分の時点で解除されない時は、当日の保育はありませんのでご家庭で保育をお願いします。
2. 登園後に暴風警報(暴風雪警報)が発表された時は、確認された時点で速やかにお子さんを迎えに来てください。
3. 給食について
 - (1) 事前に暴風警報(暴風雪警報)の発表が予想される場合、下記の時は給食を中止します。
 - ① 幼稚園、小学校、中学校が給食中止になった時
 - ② 法人西三河子供の家で協議し決定した時

※警報解除後又は警報が発表されなかった場合、登園される時は弁当とおやつを持参してください。
 - (2) 急に暴風警報(暴風雪警報)が発表された場合、給食は以下のようになります。

午前10時までに警報が解除された時・・・通常通り給食実施します。

午前10時以降に警報が解除された時・・・給食を中止しますので弁当とおやつを持参してください。



特別警報発表時における登降園について

近年の大規模な災害の発生への対応として、気象庁より「特別警報」が発表された場合、刈谷市では、下記のように対応します。

記

- 1 登園する日の午前0時以降（当日）に名古屋地方気象台から特別警報が発表されている場合
（愛知県全域、愛知県西部又は西三河南部）

◎休園とする。

※特別警報解除後も、その日は休園です。

※特別警報は、「大雨」「高潮」「津波」「大雪」など、現象の種類に応じて発表されます。いずれの場合も特別警報であれば同様の対応になります。

※「大津波警報」「噴火警報」は〇〇特別警報としては発表されませんが、特別警報として位置づけられます。

- 2 登園後に名古屋地方気象台から特別警報が発表された場合

◎保育を中止します。保護者の方に園に迎えに来ていただきます。

保護者の迎えが困難な場合は園内で待機していますので、できるだけ速やかに迎えに来てください。

特別警報は、自治体や報道機関を通じて次のような方法で伝えられます。情報の収集に努めてください。

テレビ ラジオ 気象庁ホームページ インターネット 広報車 防災無線など

対応の原則：ただちに命を守る行動をとる



地震時の園児の登降園について

1 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合

(1) 「調査中」または「巨大地震警戒」が発表された場合

登園前	登園後（保育中）
通常どおり開園はいたしますが、できる限り自宅での保育をお願いします。	保育を継続いたしますが、可能なら早目の迎えをお願いします。

(2) 「巨大地震注意」または「調査終了」が発表された場合

登園前	登園後（保育中）
地震の発生に注意しながら、通常どおり保育を実施します。	地震の発生に注意しながら、通常どおり保育を継続します。

2 刈谷市で震度5弱以上の地震が発生した場合

① 家庭で発生した場合

- ・登園せずに自宅待機してください。

② 保育中に発生した場合

- ・速やかに迎えに来てください。
- ・園内での迎えの場所は各保育室を予定しています。迎えの際は続柄・連絡先・避難先（場所）などを聞きますのでご協力ください。
- ・保護者による迎えが遅くなる場合は、園児を園内等の安全な場所で保護していますので、できるだけ速やかに迎えに来てください。

※引き渡し名簿作成のため、迎えの方（予定）と迎えに要する時間を確認させていただきます。

<災害用伝言ダイヤル「171」の再生方法>

登録方法	171	→	1	→	(0566)**	-****	→	登録	→
	ガダス		ガダス		保育園の電話番号		ガダス		
再生方法	171	→	2	→	(0566)**	-****	→	再生	→
	ガダス		ガダス		保育園の電話番号		ガダス		

使用方法及び活用方法の詳細は、NTTハローページを参照

河川水位上昇に伴う避難情報発令時の対応について

近年の大規模な災害の発生への対応として、令和元年から5段階の警戒レベルを用いた避難情報が発令されることになりました。

このことを受け、当園の所在する区域が警戒レベル3（避難準備・高齢者等避難開始の発令）となった場合には休園としますので、下記のとおり対応していただきますようご協力をお願いいたします。

記

1 発令時の対応

(1) 登園前

登園せずに自宅待機してください。園への連絡は不要です。

(2) 登園後

ア 速やかにお子さんを迎えに来てください。

イ 迎えが遅くなる場合は、電話でその旨を園に連絡の上、できるだけ早く迎えに来てください。

2 発令解除後の対応

解除後、直ちに保育の受入れを開始します。ただし、暴風警報など他の登園を控えていただく警報が解除されていない場合は、引き続き、自宅待機とします。

なお、解除時刻が16時30分以後である場合は、その日は休園とします。

3 その他

(1) 自宅から園までの経路が発令区域に含まれる場合は、「1 発令時の対応」に準じて対応してください。また、登園前の場合は、園にご連絡ください。

(2) 河川水位上昇時の避難勧告等発令区域は、次ページ以降を参照してください。



洪水により避難を要する区域（境川流域）

地区名	区域
刈谷西部	城町2丁目、司町9丁目
元刈谷	港町3丁目、港町4丁目、浜町3丁目、衣崎町（全域）
熊	逢妻町3丁目、逢妻町5丁目、逢妻町6丁目
高津波	三田町4丁目
小山	中手町7丁目
井ヶ谷	井ヶ谷町（青木、阿羅畑、池下、池田、池之浦、石根、一本木、稲葉崎、今池、後口上、後口田、大塚、替田、欠ノ花、頭俣、上ノ郷、川原、神田、草野、久伝原、蔵前、小堤下、桜島、沢渡、清水口、下前田、下ノ瀬、出崎、天白、中切、中ノ嶋、中前田、西除、沼田、狭間、部田ヶ崎、細田、前田、焼田、山伏、山ノ花、山ノ神）
東境	東境町（飯島、入が原、大下、大坪、合爪、京和、銀河、兎山、手払、樋之上、道根、堀池、曲り、町屋、松本、丸山、南丸山、向イ郷）
西境	西境町（全域）
今川	今川町3丁目、今川町（阿野前、井田、上矢戸、境川、下鍋田、曾根、田地池、中曾根、中矢戸、鍋田、西曾根、西高山、蓮池、花池、花岡、兵九山、東曾根、東矢戸、矢戸、山ノ神）
泉田	泉田町（伊勢倉、市場屋敷、井ノ東、絵下城、絵下ノ東、絵城、大西、欠ノ上、蒲塚、上西割、川通、観音堂、北新田、北中浜、蔵之下、九郎兵衛、騎ヶ刈、寺内下、下請合、下中割、下西割、城前、惣助改田、大木屋、出崎、殿ヶ刈、中西、中西割、西沖川原、西中浜、西割、兼末、半崎、東沖ノ河原、東割、法知山、発杭、丸ノ内、南新田、南中浜、宮前、向畑、森裾、吉野）
小垣江	小垣江町（亥新田、大津崎、御茶屋下、古浜田、塩浜、清水、本郷下）、荒井町1丁目

洪水により避難を要する区域（逢妻川流域）

地区名	区域
刈谷西部	城町（全域）、司町1丁目、司町4丁目、司町5丁目、司町6丁目、司町7丁目、司町8丁目、司町9丁目
刈谷中部	寺横町4丁目、銀座5丁目
元刈谷	港町（全域）、浜町（全域）、衣崎町（全域）、元町2丁目、元町6丁目、天王町2丁目、天王町7丁目

	熊野町1丁目、熊野町4丁目、熊野町5丁目、熊野町6丁目、八幡町1丁目、八幡町4丁目、八幡町5丁目、八幡町6丁目、八幡町7丁目、逢妻町(全域)
高津波	三田町(全域)、高津波町1丁目、高津波町2丁目、高津波町3丁目、高津波町5丁目
小山	新田町(全域)、小山町2丁目、小山町3丁目、小山町4丁目、小山町5丁目、小山町6丁目、中手町2丁目、中手町4丁目、中手町5丁目、中手町6丁目、中手町7丁目、日高町(全域)、広見町(全域)、一番町(全域)、新富町5丁目、池田町6丁目、青山町2丁目
今川	今川町(赤羽根、上池、土取、中島、西縄、東古和井、東山脇、引田、帆落田、山脇)
今岡	今岡町(上手掛、小縄、下手掛、新田、新町、西畑、西吹戸、野添、東畑、東縄、日向、弁天)
一里山	一里山町(一里山、北大根、上流、下流、新屋敷、西石根、東石根、東吹戸、深田、南大根、南本山、家下、柳原)
一ツ木	一ツ木町5丁目、一ツ木町6丁目、一ツ木町7丁目、一ツ木町(鷓鴣島、大坪、沖田、落谷、折戸、岐路、菰、清水田、下カス、神明、膳棚、大師井、竹下、茶煎坊、茶煎坊下、西田、若宮)
泉田	泉田町(井ノ東、池之浦、大木屋、大久屋、大西、折戸、蒲塚、上請谷、上西割、北新田、蔵之下、九郎兵衛、神戸、五月折戸、駒ヶ淵、古和井、寺内下、下請谷、下大久伝、下折戸、下中割、城箭、篙畑一色、出崎、殿ヶ淵、中西、中西割、西沖ノ河原、西割、兼末、畑中一色、半崎、東沖ノ河原、東割、引舟、間瀬口、丸ノ内、南新田、宮下、宮東、宮前、山畑、吉野、割田)
築地	築地町3丁目、築地町4丁目、築地町5丁目、築地町(荒田、後田、新田、西縄、向島、矢田山)
小垣江	小垣江町(亥新田、大津崎、御茶屋下、古浜田、塩浜、清水、本郷下)、荒井町1丁目

洪水により避難を要する区域(猿渡川流域)

地区名	区域
元刈谷	港町(全域)、浜町(全域)、衣崎町(全域)、天王町5丁目、天王町7丁目、中川町(全域)、松坂町1丁目、松坂町4丁目、松坂町5丁目、富士見町2丁目、富士見町3丁目、富士見町5丁目、富士見町6丁目、中島町(全域)、高松町4丁目、高松町5丁目、住吉町1丁目、住吉町2丁目、住吉町3丁目、住吉町5丁目、田町(全域)

重原	重原本町（全域）、下重原町2丁目、下重原町3丁目、下重原町4丁目、下重原町5丁目、神田町2丁目、神田町3丁目
小垣江	小垣江町（荒池、荒山、池下、亥新田、大高、大津崎、御茶屋下、北浦、小納、古浜田、塩浜、地内、清水、下、下曲、新庄、甲、八反田、半崎、古城、堀川、本郷下）、荒井町1丁目
高須	高須町（懸貝、乾、坤、良、瀬、三橋、筥山）
半城土	半城土町（天湫、天下馬、乙本郷、掛貝、西裏、東田、三ツ又、森下）、半城土中町1丁目、半城土北町（全域）、半城土西町1丁目、半城土西町2丁目
野田	野田新町1丁目、野田町（一本木、馬池、沖野、沖ノ道、音神、塩田、新上納、筒林、西田、西屋敷、森下、森前）、松栄町3丁目

洪水により避難を要する区域（前川・江添川）

地区名	区域
小垣江	小垣江町（亥新田、大津崎、御茶屋下、上半ノ木、上広、北浦、鴻田、古浜田、塩浜、清水、地内、下、下広、下半ノ木、下藤、須賀、惣作、小道、上松、下松、寺浦、寺狭間、甲、永田、西土地、藤塚、本郷下、南藤）、荒井町（全域）

高潮により避難を要する区域

地区名	区域
刈谷西部	城町（全域）、司町（全域）
刈谷中部	寺横町3丁目、寺横町4丁目、銀座5丁目、銀座6丁目、広小路7丁目
元刈谷	港町（全域）、浜町（全域）、衣崎町（全域）、元町1丁目、元町2丁目、元町3丁目、元町6丁目、天王町（全域）、中川町（全域）、御幸町2丁目、御幸町7丁目、松坂町1丁目、松坂町4丁目、松坂町5丁目、大正町5丁目、富士見町2丁目、富士見町3丁目、富士見町5丁目、富士見町6丁目、中島町（全域）、高松町4丁目、高松町5丁目、住吉町1丁目、住吉町2丁目、住吉町3丁目、住吉町5丁目、田町（全域）
熊	熊野町1丁目、熊野町4丁目、熊野町5丁目、熊野町6丁目、八幡町1丁目、八幡町4丁目、八幡町5丁目、八幡町6丁目、八幡町7丁目、逢妻町（全域）、宝町8丁目
高津波	三田町（全域）、高津波町1丁目、高津波町2丁目、高津波町3丁目、高津波町5丁目、高津波町6丁目、山池町（全域）

小山	新田町2丁目、新田町3丁目、新田町4丁目、新田町5丁目、新田町6丁目、中手町3丁目、中手町4丁目、中手町5丁目、中手町6丁目、中手町7丁目、日高町4丁目、日高町5丁目、広見町(全域)、一番町(全域)
重原	重原本町1丁目、重原本町3丁目、重原本町4丁目、下重原町(全域)、一色町1丁目、幸町1丁目、神田町(全域)
西境	西境町(後口、御宮、治右田、清水、広見、富士見、森、山外、山ノ中)
今川	今川町3丁目、今川町(阿野前、井田、上矢戸、境川、曾根、土取、田地池、中島、中曾根、鍋田、西曾根、西縄、蓮池、東古和井、東曾根、東矢戸、東山脇、引田、帆落田、矢戸、山ノ神、山脇)
今岡	今岡町(小縄、新田、西畑、西吹戸、野添、東縄)
一里山	一里山町(上流、下流、東吹戸、深田、冢下、柳原)
一ツ木	一ツ木町(鷓島、大坪、沖田、落合、岐路、下カス、神明、膳棚、竹下、西田)
泉田	泉田町(伊勢倉、市場屋敷、井ノ東、絵城、絵下城、大西、折戸、欠ノ上、蒲塚、上請合、上西割、川通、観音堂、北新田、北中浜、蔵之下、九郎兵衛、駒ヶ淵、古和井、寺内下、下請合、下折戸、下中割、下西割、惣助改田、大木屋、出崎、殿ヶ淵、中西、中西割、西沖ノ河原、西中浜、乗末、半崎、東沖ノ河原、東割、引舟、発杭、間瀬口、丸ノ内、南新田、南中浜、宮下、宮東、宮前、向畑、森裾、吉野、割田)
築地	築地町(西縄、向島、矢田山)
小垣江	小垣江町(荒池、荒山、池下、石ノ戸、亥新田、大津崎、大高、御茶屋下、上半ノ木、上、上広、上松、北浦、蝸ヶ坪、小網、鴻田、古浜田、小道、塩浜、地内、清水、下、下半ノ木、下広、下藤、下曲、下松、白沢、新庄、須賀、惣作、寺裏、寺狭間、東竜、泥障、中、永田、西王地、子竿、八反田、半崎、東王地、末山、藤塚、古城、北竜、堀川、本郷下、水附、南藤、南曲、南諸、諸狭間)、荒井町(全域)
高須	高須町(懸貝、乾、坤、良、濫、三橋、菑山)
半城土	半城土町(大下馬、乙本郷、掛貝、西裏、東田、三ツ又、森下)、半城土中町1丁目、半城土北町(全域)、半城土西町1丁目、半城土西町2丁目
野田	野田新町(全域)、野田町(音神、塩田、西屋敷、吹戸、松本)

<河川水位上昇に伴う避難情報発令時の対応について>

洪水該当園：富士松南保育園・富士松南幼児園・富士松北幼児園・井ヶ谷幼児園

暴風警報や特別警報が発表された場合の他、刈谷市地域防災計画において、想定しうる最大規模の降雨で洪水浸水想定区域内にあります本園が、川の流域における警戒レベル3が発令された場合には休園としますので、以下のとおりご対応いただきますようご理解をお願いいたします。

【発令時の対応】

○登園前

登園せずに自宅待機してください。園への連絡は不要です。

○登園後

- ・速やかにお子さんを迎えに来てください。
- ・迎えに来る経路上、危険な場合はこの限りではありません。迎えが遅くなる場合は、電話でその旨を園にご連絡ください。

【発令解除後の対応】

解除後、直ちに保育の受入れを開始します。ただし、暴風警報など他の登園を控えていただく警報が解除されていない場合は、引き続き自宅待機とします。

なお、解除時刻が16時30分以後である場合は、その日は休園とします。

【その他】

- 洪水警報等の発表が予測される時には、事前にアプリで配信をさせていただくことがありますので、情報確認に努めていただきますようお願いいたします。なお、迎えの連絡前に自主的に迎えに来られる場合は、園にご連絡ください。
- 警戒レベルが発令されていない時や解除された後の登園について、自宅から園までの経路が冠水等により危険な場合、自宅待機していただきますようお願いいたします。
- 河川水位上昇時の洪水により避難を要する区域は、表（P17～P19）をご参照ください。

＜高潮注意報（警報級に切り替える可能性高い）に伴う避難情報発令時の 対応について＞

高潮該当園：こぐま保育園・かりやYMCA保育園・小垣江幼児園

暴風警報や特別警報が発表された場合の他、刈谷市地域防災計画において、高潮により避難を要する区域内にあります本園が、高潮注意報（警報級に切り替える可能性高い）により警戒レベル3が発令された場合には休園としますので、以下のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

【発令時の対応】

○登園前

登園せずに自宅待機してください。園への連絡は不要です。

○登園後

- ・速やかにお子さんを迎えに来てください。
- ・迎えに来る経路上、危険な場合はこの限りではありません。ただし、迎えが遅くなる場合は、電話でその旨を園にご連絡ください。

【発令解除後の対応】

解除後、直ちに保育の受入れを開始します。ただし、暴風警報など他の登園を控えていただく警報が解除されていない場合は、引き続き、自宅待機とします。なお、解除時刻が16時30分以後である場合は、その日は休園とします。

【その他】

- 高潮注意報等の発表が予測される時には、事前にアプリで配信をさせていただくことがありますので、情報確認に努めていただきますようお願いいたします。なお、迎えの連絡前に自主的に迎えに来られる場合は、園にご連絡ください。
- 警戒レベルが発令されていない時や解除された後の登園について、自宅から園までの経路が冠水等により危険な場合は自宅待機していただきますよう、お願いします。
- 高潮により避難を要する区域は、表（P19～P20）をご参照ください。

令和3年5月20日から

ひなんしじ

避難指示で必ず避難

ひなんかんこく

避難勧告は廃止です

警戒レベル

4

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	せんせつあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確信したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 災害状況	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後災害は災 害化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！**

**避難勧告は廃止**されます。  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示**で  
**危険な場所から全員避難**  
しましょう。

避難に時間のかかる  
**高齢者や障害のある人は、**  
**警戒レベル3高齢者等避難**で  
**危険な場所から避難**  
しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁



ひなん  
「避難」って  
何すれば  
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけ  
が避難ではありません。  
「避難」とは「難」を「避」けること。  
下の4つの行動があります。



行政が指定した避難場所  
への立退き避難



安全な親戚・知人宅  
への立退き避難

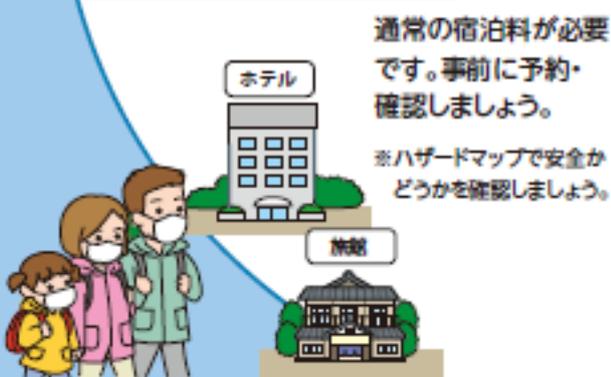
普段から災害時に避難  
することを相談して  
おきましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう

安全なホテル・旅館  
への立退き避難



屋内安全確保

ハザードマップで以下の  
「3つの条件」を確認し  
自宅にいても大丈夫かを  
確認することが必要です。

---想定最大浸水深---

※土砂災害の危険がある  
区域では立退き避難が  
原則です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない  
(入っていると…)



流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります



地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m～10m未満 (3階床以上浸水～4階軒下浸水)
2階	3m～5m未満 (2階床以上～軒下浸水)
1階	0.5m～3m未満 (1階床以上～軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢でき、  
水・食糧などの備えが十分  
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の  
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や②水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

## 《保育園前駐車場利用ルールと交通マナー》

### ① 保育園前駐車場利用ルールについて

保育園前駐車場は時間帯により混み合います。保育園南側の道路より左折にて入庫して下さい。

419号線を背にしての入庫は禁止です。登園や降園時に長い時間駐車する場合や園前が満車の場合は、第二駐車場をご利用下さい。園前は駐車台数が限られます。登園やお迎え時のみのご利用をお願いします。利用する皆さんが不便なく使用できるよう下記ルールの厳守をお願いします。

※大規模災害などでお迎えを要請する場合は、混乱を防ぐため駐車場利用ルールを適用する場合があります。

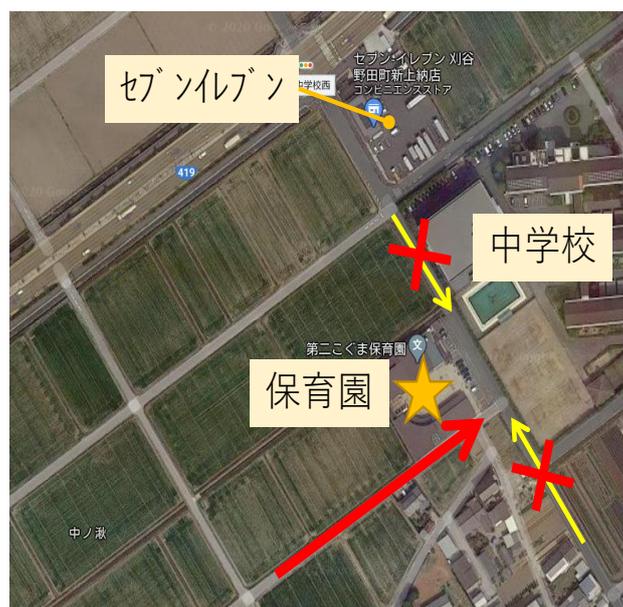
**重要**

第二こぐま保育園父母の会

## ※朝の登園時のみ 園前駐車場一方通行化のお願い

### 概要

- ①朝の登園時に限り右の地図のように保育園横の側道を通り迂回して登園して下さい
  - ②駐車場が満車の場合は保育園横の側道で待機して下さい
- ※1台は駐車場内で待機(詳細別紙)
- ③出庫する際の方角は指定しません。安全に注意し出庫して下さい。



## 駐車場ルール詳細について

※朝の登園時に限り適応

I. 保育園前駐車場を利用する際①の道を必ず通ってください。

※トラブル防止のため満車ではない場合も適応（直前まで満車、ルールを守り迂回中に複数台空くこともある為）



II

III

II. ①の道に侵入する際、②の道についてはどの方向から来てもOK



①に向かうの道が狭いとの意見があります。ピンクの道は対向車が来ても十分な幅がありますので運転に不安があればこちらの道をお通り下さい。

Ⅲ. 駐車場が満車の場合③の位置で  
ハザードを付けた状態で駐車場が空く  
のをお待ちください。



Ⅳ. スムーズな入れ替えを行う為、満車時は④の位置で1台待機してく  
ださい。出庫は左右どちらの方向でも可とします。待機の車両に十分  
注意して出庫下さい。

※同時に複数台空く場合は奥から  
(419側) から入庫するようにし  
てください



V.現在車椅子を使用している方はいないとのことなので身障者エリアの駐車も可としますので空いていればご利用ください。



※事故やトラブルが無いよう譲り合ってください。やむを得ず事故やトラブルがあっても園、父母会は一切関与致しません。安全第一でご利用ください。

4

安全に十分気を付けてご利用下さい

駐車場内では必ずお子さんと手を繋いで下さい。

## ② 交通ルールやマナーを守りましょう

子どもの命をまもるために大人が見本となりましょう。

- 登降園する場合は、子どもと手をつなぎ安全な歩道があるきましょう。
- 自転車で登降園する場合は、子ども用の補助いすを使用し、ヘルメットを着用させましょう。
- 車で登降園する場合は、必ずチャイルドシート（ジュニアシート）に座らせシートベルトをしめましょう。
- 保育園近隣の家の前やコンビニエンスストアへの駐車は禁止です。（登降園 園行事など）
- 保育園前の駐車場は子どもがいることを想定し十分に安全確認をお願いします。
- 車を駐車する際、輪留めまでバックせず歩行者用通路幅を確保した駐車をお願いします。
- エンジンのかけっぱなしや子どもだけの乗車等は危険を伴います。絶対に行わないでください。
- ドアロックは必ずかけましょう。貴重品の管理にご注意ください。
- 園前駐車場や第二駐車場敷地内での事故・盗難等につきましては一切の責任を負いません。



保育園生活必要な費用について

刈谷市徴収	保育園集金
保育料（毎月）	主食費 副食費（毎月） 集金対象：そらぐみ おひさまぐみ たいようぐみ ※国・市制度により無料対象になる場合有)
	スポーツ振興センター 保護者負担金 保育園負担金
	延長保育利用料 ※お迎えが19時01分を過ぎると1ヶ月分の利用料が発生します。

預り金集金項目と金額（保育園代行集金）	
父母の会費：	衛生費：
<b>個人備品（価格変動有）</b>	
カラー帽子：	名札：
名札クリップ：	はさみ右手用： 左手用：
のり：	クレヨン16色（4歳児5歳児用）：
クレパス12色（3歳児用）：	クーピー12色：
粘土ケース：	粘土：
自由画長：	お道具箱：
赤ちゃん連絡ノート：	乳児連絡ノート（カバーセット）：
幼児連絡ノート：	日刊紙 ちいさいなかま年間13冊
ノートカバー：	

※価格については変動するため購入時または、必要時にお伝えします。

《メモ》

